

《月刊『タックスニュース』5月号》

第6回～復興特別所得税・復興特別法人税～

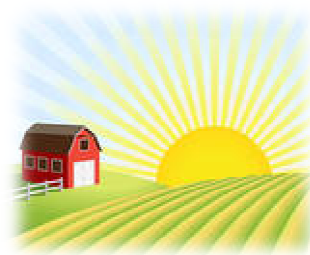
皆さん、こんにちは。今月は復興特別税のお話です。東日本大震災後、復旧・復興に向け税制においても様々な対策が取られている中から、今回は復興特別所得税と復興特別法人税について取り上げたいと思います。

(今回の改正は国税が対象で地方税は対象外のため、国税のみの記載としております。)

(1) 復興特別所得税

会社役員やサラリーマン・個人で事業をされている方などが対象で、その年の所得税に2.1% (1,000分の21) を掛け合わせた金額が復興特別所得税となります。

この制度は、平成25年から平成49年まで25年間、所得税に適用されます。会社役員やサラリーマンなどは、平成25年1月分の給与から徴収される源泉所得税より適用され、年末調整によって精算されることとなります。



簡単に具体事例を見てみましょう。

1年間の給与収入600万円で扶養家族が妻と高校生の子ども1人の場合

(計算を簡便にするため、妻・高校生の子どもはともに収入ゼロ、社会保険料等の支払いもなしと仮定)

従来の所得税 (年間)	214,500 円
復興特別所得税 (年間)	$214,500 \text{ 円} \times 2.1\% \text{ (1,000 分の 21)} \approx 4,500 \text{ 円}$ (百円未満切捨て)
所得税の合計 (年間)	$214,500 \text{ 円} + 4,500 \text{ 円} = 219,000 \text{ 円}$

(2) 復興特別法人税

その年の法人税に10%を掛け合わせた金額が復興特別法人税となります。

この制度は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。同時に法人税の税率について税制改正がありました。中小企業の場合では、1年間の所得が800万円超部分は30%⇒25.5%、800万円以下部分は18%⇒15%となっています。

復興特別法人税と法人税率の税制改正を合わせて簡単に具体事例を見てみましょう。

平成25年3月期の所得が600万円の場合

税制改正による法人税	$600 \text{ 万円} \times 15\% = 90 \text{ 万円}$ (税率が18%から15%に変更)
復興特別法人税	$90 \text{ 万円} \times 10\% = 9 \text{ 万円}$
法人税の合計	$90 \text{ 万円} + 9 \text{ 万円} = 99 \text{ 万円}$

上記の復興特別所得税・復興特別法人税をはじめとした様々な制度によって、被災地の1日も早い復旧・復興を願います。

(文責 多田俊生)